

陳情文書表

【令和5年9月定例会議】

受理年月日	受理番号	提出者	付託委員会
令和5年8月7日	陳情第5号	徳島市新蔵町1丁目31番地 徳島弁護士会 会長 梶野 正寛	総務 常任委員会

(件名・要旨)

再審法改正を求める意見書採択の陳情書

【陳情の趣旨】

「罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける」、このような犯していない犯罪で有罪とされる「冤罪」は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない、最大の人権侵害です。また、このような「冤罪」は法制度自体の正当性を失わせるものです。このような冤罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。

しかし、現行法には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、冤罪被害者の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理の在り方に大きなばらつきが生じています。これでは適正・公平な裁判とはいえません。

その中でも、とりわけて大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害を救済するための大きな原動力となっています。捜査機関の手元にある証拠の中には、請求人（元被告人）の無実を示すものが含まれていることも少なくありません。しかし、現行法では、そのような証拠を出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられているため、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、冤罪被害が救済されないことも起こり得ます。このような不正義を放置しておくことはできません。

しかも、一旦、裁判所が冤罪の疑いを認めて再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられています。現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の2段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前裁きの場にすぎません。したがって、再審請求手続において再審開始決定、つまり裁判のやり直しを命じる決定がなされたのであれば、有罪判決の正当性に疑いが生じていることとなりますので、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理を行うべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立てを認めるべきではありません。

冤罪被害者の中には、例えば名張事件や日野町事件のように、冤罪を晴らすことができないまま亡くなった方もいますし、大崎事件（9.5歳）や袴田事件（8.7歳）のように、相当の高

齢となっている方もいます。このように、冤罪被害者の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかっているのが実情です。

そこで、日本弁護士連合会は、2019年（令和元年）10月4日に開催された人権擁護大会において、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止を含む再審法の改正を求める決議を全会一致で採択しました。また、当弁護士会も、2023年（令和5年）4月27日の総会決議により、冤罪被害者の速やかな救済のために再審法の改正を求める決議案を全会一致で採択しました。冤罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法改正には、もはや時間の猶予はありません。

以上の理由から、再審法は速やかに改正されるべきだと考えます。

【陳情の項目】

小松島市議会において、国に対し「再審法改正を求める意見書」を提出いただくよう陳情いたします。